令和９年度　保育所等利用案内

目次

１．保育施設について

２．各施設の申込・利用にあたって

３．保育所等への申込みから入所まで

４．保育所等の入所申込みに必要な書類について

５．入所について

６．保育料（利用者負担額）について

７．村内施設



問合せ先

清川村役場　子育て健康福祉課　子育て支援係

☎０４６－２８８－３８６１

〒２４３－０１９５　清川村煤ヶ谷２２１６番地

☆最新情報は、清川村ホームページで随時お知らせします☆

１．保育施設について

この利用案内に基づき入所申込みができる村内の保育施設（以下「保育所等」と表記します。）は、次のとおりです。

保育所等は、保護者が仕事や病気などの理由により、家庭で子どもの保育ができない場合に、保護者に代わって保育を行う認可施設です。

申込者が多数となった場合は、優先順位に基づき選考を行うため、希望する施設に入所できないことがあります。

（１）保育所

生後６ヵ月から就学前までの子どもを対象に、保育を行う施設です。

（２）小規模保育施設

生後６ヵ月から２歳児クラスまでの子どもを対象に、保育を行う施設です。

令和９年度のクラス年齢は次のとおりです。

クラス（実施年齢）	生年月日
０歳児	令和８年（２０２６年）４月２日～（０歳児の保育実施年齢は施設により異なります）
１歳児	令和７年（２０２５年）４月２日～令和８年（２０２６年）４月１日
２歳児	令和６年（２０２４年）４月２日～令和７年（２０２５年）４月１日
３歳児	令和５年（２０２３年）４月２日～令和６年（２０２４年）４月１日
４歳児	令和４年（２０２２年）４月２日～令和５年（２０２３年）４月１日
５歳児	令和３年（２０２１年）４月２日～令和４年（２０２２年）４月１日

利用申請・締切日について

利用開始月	申請開始日	申請締切日
令和９年　４月	**令和８年　11月２日（月）**	**令和８年　11月30日（月）**
令和９年　５月	令和９年　３月11日（木）	令和９年　４月９日（金）
令和９年　６月	令和９年　４月12日（月）	令和９年　５月10日（月）
令和９年　７月	令和９年　５月11日（火）	令和９年　６月10日（木）
令和９年　８月	令和９年　６月11日（金）	令和９年　７月９日（金）
令和９年　９月	令和９年　７月12日（月）	令和９年　８月10日（火）
令和９年　10月	令和９年　８月12日（木）	令和９年　９月10日（金）
令和９年　11月	令和９年　９月13日（月）	令和９年　10月８日（金）
令和９年　12月	令和９年　10月12日（火）	令和９年　11月10日（水）
令和10年　１月	令和９年　11月11日（木）	令和９年　12月10日（金）
令和10年　２月	令和９年　12月13日（月）	令和10年　１月７日（金）
令和10年　３月	令和10年　１月11日（火）	令和10年　２月10日（木）

２．各施設の申込・利用にあたって

（１）保育所等（認可保育施設）

〈要　件〉清川村の保育所等に申込み・入所できる子どもは、村内在住者（村内に転入予定を含む。）または保護者が村内在勤者であり、次のいずれかの「保育を必要とする事由」に該当することが必要です。なお、村外の保育所等については、自治体によって取扱いが異なりますので、利用を希望する施設を所管する自治体にご確認ください。

〈申込先〉清川村役場　子育て健康福祉課　子育て支援係

※ 申込先は保護者が住民登録をしている市町村になります。

★保育を必要とする事由（認定事由）　　●原則　○状況に応じて

No.	保育を必要とする事由		保育必要量の認定区分	
			標準時間	短時間
1	**就労**	月６４時間以上かつ週４日以上働いていること	●	●
2	**妊娠・出産**	出産予定日前８週（多胎妊娠は、１４週）を含む月の初日から、出産日の翌日を起算日として、産後８週が経過する日を含む月の末日まで	●	○
3	**疾病・障害**	家庭での保育が困難な病気、ケガ又は精神、身体に障害があること	○	●
4	**介護・看護**	同居の親族を常時介護又は看護していること	●	●
5	**災害復旧**	震災や火災等が発生し、その復旧にあたっていること	●	○
6	**求職活動**	継続的に求職活動を行っていること（期間は最大２か月）	－	●
7	**就学**	学校や職業訓練校等に通っていること	●	●
8	**虐待やDVのおそれ**	虐待やDVのおそれがあること（期間は保護を要する期間）	●	○
9	**育児休業中の在園児継続利用**	育児休業取得時に、現に保育園等を利用しており、継続利用が必要であること	－	●
10	**その他**	その他村長が必要と認める場合	○	○

（２）教育施設　（認定こども園の教育部分・幼稚園）

〈要　件〉「保育の必要な事由」の有無にかかわらず、申込み・利用ができます。ただし、幼児教育・保育の無償化により預かり保育料の給付を受けるためには、「保育を必要とする事由」に該当し、認定を受ける必要があります。

〈申込先〉各施設



（３）認可外保育施設

〈要　件〉各施設によって異なります。

〈申込先〉各施設

（４）村外の保育所等へ申し込む場合

村外の保育所等への入所を希望する場合は、事前に施設所在地の自治体へ必要書類や申込み期限等を確認してください。申込み先は、村外への転出予定の有無によって異なります。

● 村外に転出予定がある場合

申込み先は、転出予定先の自治体となります。

● 村外に転出予定がない場合

申込み先は、清川村となります。希望する施設所在地の自治体が定める申込み期限の１週間前までに、子育て健康福祉課へ必要書類を提出してください。

（５）村外に住民登録があり、村内の保育所等へ申し込む場合

清川村へ転入予定がある方、または保護者が村内に勤務先を有する方は、村内の保育所等に申し込むことができます。申込み先は、清川村への転入予定の有無によって異なります。

● 清川村に転入予定がある場合

申込み先は、清川村となります。申込みの際は、「転入に関する申立書」を添付してください。

なお、入所日の前日までに清川村への住民登録が確認できない場合は、入所内定が取り消しとなります。

● 清川村に勤務先がある場合（転入予定がない場合）

申込み先は、住民登録がある自治体となります。

申込方法や申込期限等については、お住まいの自治体へ確認してください。



３．保育所等への申込みから入所まで 

希望施設の事前見学

希望する施設に直接連絡し、必ず入所を希望の子どもと一緒に見学してから、申込みをしてください。見学の際は、保育方針のほか、延長保育の時間、保育料以外の実費徴収額等を確認してください。また、食物アレルギーや健康面で不安なことがありましたら、見学の際に相談してください。

↓

教育・保育給付認定申請・保育所等入所申込み

〈窓口受付〉提出場所　清川村役場　子育て健康福祉課　子育て支援係
（清川村保健福祉センターやまびこ館内）

●４月入所を除き、入所希望月の前月 10 日までに、申込書等を子育て健康福祉課へ提出してください。（10 日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、直前の開庁日まで）

・書類に不足や記入漏れ等がある場合は、受付できません。

・受付期間を確認し、余裕をもってお申し込みください。

●令和９年４月入所の受付期間（※ 土曜日、日曜日及び祝日を除きます。）

令和８年１１月　２日（月）～令和８年１１月３０日（月）まで

↓

利用調整（選考）

○提出された書類に基づき、保育の必要性を点数化し、申込状況や希望施設の状況等を考慮して、利用調整（選考）をします。

↓

結果通知

○利用調整の結果は、郵送でお知らせします。

・通知時期（予定）・・・４月入所　令和９年２月上旬
５月以降の申込　入所希望月の前月下旬

○入所人数が施設の受入限度に達し、入所保留となった場合は、翌月以降も引き続き利用調整の対象となります。入所が内定した場合は通知をしますが、引き続き入所保留となった場合は、改めて通知しません。

申込書の有効期限は、原則として希望する入所月の属する年度末（３月 31 日）までです。

↓

入所（施設利用開始）

○入所後は、子どもが新しい環境に慣れるための「ならし保育」を行います。入所後およそ１～２週間は、通常より短い保育時間となります。期間は子どもの状況によって異なり、２週間以上かかる場合もあります。

※ 入所は毎月１日です。月の途中からの入所はできません。

※ 申込み後や教育･保育給付認定後に、認定区分や保護者の状況等に変更があった場合は、変更申請等の手続きが必要となります。

４．保育所等の入所申込みに必要な書類について

★申込みに必要な書類

No.	必要な書類	注意事項
1	**施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書**	両面すべて記入してください。
2	**保育所等利用申込書**	両面すべて記入してください。
3	**保育所等利用申込みに関する確認書**	きょうだいで同時に申込みをする場合は、１部のみ提出してください。
4	**個人番号届出書**	※ 本人確認書類を用意してください。 きょうだいで同時に申込みをする場合は、１部のみ提出してください。
5	**健康調査書**	食物アレルギーがある方は、食物アレルギー調査票も合わせて記入ください。
6	**保育を必要とする要件確認書類**	必要に応じた添付書類等を提出してください。

※ 提出した書類は返却できませんので、ご自身で必要に応じて写しをとり、保管してください。

★保育を必要とする要件確認書類　※ 保護者それぞれの書類が必要です。

保育を必要とする事由	必要な書類
就労／ 育児休業（入所後復職予定）	○**就労証明書**（指定様式）※ 証明日から３か月を過ぎて提出されたものは無効です。 ・就労先で証明を受けるものです。雇用主が必ず記入してください。 ・自営業の方は、経営者が証明してください。 ・勤務先が複数ある場合は、それぞれの就労証明書が必要です。 ○変則勤務の方は、**就労証明書とシフト表の写し（１か月分）** ○自営業の方は、**就労証明書と開業届又は確定申告書の写し** ○育児休業から復職予定の方は、**就労証明書と「育児休業取得証明書」**
求職活動（内定）	○就労先が内定している方は、**就労証明書と「保育所入所に関する申立書」** ○上記以外の方は、**「保育所入所に関する申立書」**
妊娠・出産	○**母子健康手帳の写し**　表紙と分娩（出産）予定日が確認できる部分の写し
疾病・負傷（障害を含む）	○**診断書**又は**障害者手帳等の写し等** ※ 保育ができない状態である旨及びその期間が記載されたもの ○**「申立書（疾病・負傷）」**
介護・看護	○**診断書**又は介護を受けている方の**障害者手帳等の写し等** ※ 保育ができない状態である旨及びその期間が記載されたもの ○**「申立書（介護・看護）」**
就学	○**在学証明書** ○**時間割が分かる資料**
その他	個々の状況により必要書類が異なりますので、子育て健康福祉課へお問合せください。

※ 就労証明書等の様式については、村ホームページからダウンロードできます。

５．入所について 

（１）ならし保育について

保育所等での生活は、子どもが新しい環境に慣れるため、短い保育時間から始め、少しずつ通常の保育時間に移行する「ならし保育」を行います。ならし保育期間中は、通常より短い保育時間となるため、職場等と事前に調整してください。

なお、ならし保育期間中も保育料は全額発生します。

（２）各種届出について

次のような場合、必ず届出が必要になります。

No.	届出の内容
1	勤務先・勤務時間・勤務日・就労内容等に変更があったとき
2	退職をするとき ※ 連絡なく、仕事を辞めていた期間が発覚した場合は、退所していただきます。
3	住所・連絡先・氏名・家族構成が変わったとき
4	妊娠・出産する（した）とき
5	育児休業を取得するとき
6	市町村民税額が変わったとき

○ 届出や手続きが適切に行われず、保育の必要性が確認できない場合は、認定が取り消され、退所となる場合があります。

○ 退所や欠席をする場合は、早めに施設へ連絡し、必要な手続きをしてください。

○ 届出に必要な書類は、入所している施設へ提出してください。
ただし、村外の保育所等を利用している方は、子育て健康福祉課へ提出してください。

○ 認定内容（保育の必要量等）の変更について、月末までに届出をした場合は、原則として翌月１日から認定内容を変更します。

（３）現況調査について

保育認定を受けて保育所等を利用している子どもがいる世帯については、保育を必要とする事由を確認するため、年に一度、現況調査を実施します。調査については、施設を通してご案内します（村外の保育所等を利用している方には、ご自宅へ通知等を郵送します。）。案内に記載された期日までに、就労証明書など、保育の必要性を証明する書類を提出してください。必要な書類が提出されない場合や、就労実態等が確認できない場合、虚偽の届出が判明した場合は、認定が取り消され、退所となる場合があります。

６．保育料（利用者負担額）について

クラスは、各年度の４月１日現在の年齢によって決まります。年度途中で満３歳になり、３号認定から２号認定に切り替わった場合でも、その年度末までは保育料がかかります。

■ ０～２歳児のクラス

市町村民税非課税世帯の保育料は無償となります。課税世帯は、毎月、保育料の納付が必要です。保育料は、保護者の市町村民税課税額に基づき算定し、入所月の上旬に保育料決定通知を送付します。なお、保育所等を利用しない日があっても、保育料の減額はありません。

■ ３～５歳児のクラス

幼児教育・保育の無償化により、保育料は無償化となります。ただし、通園送迎費、食材料費、行事費等は無償化の対象外となり、保護者の負担となります。

（１）保育料の算定方法

保育料は、父母の市町村民税課税額の合算額を基に算定します。父母がいずれも非課税で、同居の祖父母（二世帯住宅を含む。）がいる場合は、祖父母のうち、税額が高い方の額を基に算定します。

なお、所得の申告がなされておらず、課税額の確認ができない場合は、最高階層の保育料で算定されますので、ご注意ください。

利用月	算定に使用する課税額
令和９年４月～令和９年８月	令和８年度の市町村民税所得割額
令和９年９月～令和10年３月	令和９年度の市町村民税所得割額

※ 保育料の算定にあたっては、調整控除を除く税額控除（住宅借入金等特別税額控除、配当控除、外国税額控除、寄附金税額控除等）は適用されません。そのため、保育料の算定に用いる税額は、実際の市町村民税所得割額と異なる場合があります。

（２）保育料（利用者負担額）算定基準表（８ページ参照）

保育料は、市町村民税額及び保育必要量に応じて決定します。施設の区分による違いはありません。

（３）保育料の軽減

対象	軽減内容
兄弟姉妹で保育所等を利用している場合（幼稚園等に在籍する兄・姉がいる場合を含む。）	小学校就学前の子どものうち、最年長の子どもから数えて２人目は半額、３人目以降は無料
市町村民税所得割額５７，７００円未満の世帯	子どもの年齢にかかわらず最年長の子どもから数えて２人目は半額、３人目以降は無料
市町村民税所得割額７７，１０１円未満のひとり親世帯、在宅障害者世帯等	子どもの年齢にかかわらず最年長の子どもから数えて１人目は半額、２人目以降は無料

支給認定子どもに係る利用者負担額（２号認定及び３号認定）

※ 令和元年１０月１日から、幼児教育・保育の無償化により、第２号認定の利用者負担はなくなりました。

各月初日の在籍児童が属する世帯の階層区分			利用者負担額（月 額）			
階層	定義		３号認定（３歳未満児）		２号認定（３歳以上児）	
			保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
A	生活保護法の規定による被保護世帯（単給世帯含む）		円 0	円 0	円 0	円 0
B	市町村民税非課税世帯		0	0	0	0
C１	市町村民税均等割		7,000	7,000	0	0
C２	市町村民税所得割の額が次の区分に該当する世帯	24,300円未満	8,300	8,100	0	0
C３		24,300円以上48,600円未満	9,300	9,100	0	0
C４		48,600円以上60,700円未満	11,000	10,800	0	0
C５		60,700円以上72,800円未満	12,600	12,300	0	0
C６		72,800円以上84,900円未満	14,000	13,700	0	0
C７		84,900円以上97,000円未満	19,400	19,000	0	0
C８		97,000円以上115,000円未満	22,800	22,400	0	0
C９		115,000円以上133,000円未満	29,400	28,900	0	0
C10		133,000円以上151,000円未満	34,900	34,300	0	0
C11		151,000円以上169,000円未満	39,600	38,900	0	0
C12		169,000円以上202,000円未満	42,900	42,100	0	0
C13		202,000円以上235,000円未満	45,700	44,900	0	0
C14		235,000円以上268,000円未満	47,300	46,400	0	0
C15		268,000円以上301,000円未満	48,200	47,400	0	0
C16		301,000円以上333,000円未満	51,900	51,000	0	0
C17		333,000円以上365,000円未満	55,900	54,900	0	0
C18		365,000円以上397,000円未満	60,000	58,900	0	0
C19		397,000円以上	68,600	67,400	0	0

備考

１ 教育・保育給付認定保護者の属する世帯の階層が、Ｃ１からＣ３階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、この表の規定にかかわらず、利用者負担額を 1,000 円減とする。

（１）母子及び父子並びに寡婦福祉法第６条第１項及び第２項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯

（２）次に掲げる在宅障害児（者）を有する世帯

ア 身体障害者福祉法第 15 条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者

イ 療育手帳制度要綱に定める療育手帳の交付を受けた者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 45 条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者

（３）教育・保育給付認定保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると村長が認めた世帯

７．村内施設

民間認可保育所
社会福祉法人　白梅福祉会
あおぞら保育園

所在地　清川村煤ヶ谷２１４０－１０
電　話　０４６－２８１－７３５０
ＦＡＸ　０４６－２８１－７３５１
定　員　３０名（０歳児３名、１歳児５名、２歳児５名
　　３歳児５名、４歳児６名、５歳児６名）



開所時間		標準時間
月～金	土	短時間
7:00～19:00		7:00～18:00
		8:30～16:30

小規模保育施設
社会福祉法人　白梅福祉会
おひさま保育園

所在地　清川村煤ヶ谷２１４０－１１（あおぞら保育園と隣接しています）
電　話　０４６－２８１－７７１１
ＦＡＸ　０４６－２８１－７３５１（あおぞら保育園と兼用）
定　員　６名（０歳児２名、１歳児２名、２歳児２名）



開所時間		標準時間
月～金	土	短時間
8:00～18:00		7:00～18:00
		8:30～16:30

※ 17 時以降及び土曜保育は連携施設であるあおぞら保育園と合同保育を行います。